政令

内閣府本府組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年九月七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百九十号

内閣府本府組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三十一条中「規制改革会議」を「規制改革推進会議」に改める。

第三十二条の見出しを「（規制改革推進会議）」に改め、同条第一項中「規制改革会議」を「規制改革推進会議」に改め、同項第一号中「の改革」の下に「（情報通信技術の活用その他による手続の簡素化による規制の在り方の改革を含む。）」を加え、同条第二項中「規制改革会議に」を「規制改革推進会議に」に、「規制改革会議令（平成二十五年政令第七号）」を「規制改革推進会議令（平成二十八年政令第三百三号）」に改める。

附則第十三条を次のように改める。

（規制改革推進会議の設置期間の特例）

第十三条　規制改革推進会議は、平成三十一年七月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（規制改革会議令の廃止）

2　規制改革会議令（平成二十五年政令第七号）は、廃止する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

行政機関職員定員令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年九月七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百九十一号

行政機関職員定員令の一部を改正する政令

内閣は、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表法務省の項中「五二、八〇九人」を「五二、八七一人」に改め、同表財務省の項中「七一、一九三人」を「七一、二七二人」に改め、同表厚生労働省の項中「三一、七〇〇人」を「三一、七二一人」に改め、同表農林水産省の項中「二一、六六一人」を「二一、六六七人」に改め、同表合計の項中「二九六、一三八人」を「二九六、三〇六人」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（行政機関職員定員令の一部改正）

2　行政機関職員定員令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の表法務省の項中「五二、九四六人」を「五三、〇〇八人」に、「五二、八二三人」を「五二、八八五人」に改め、同表財務省の項中「七一、二一七人」を「七一、二九六人」に改める。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

外務省組織令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年九月七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百九十二号

外務省組織令等の一部を改正する政令

内閣は、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第二十五条、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第四項及び行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

（外務省組織令の一部改正）

第一条　外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の見出しを「（総合外交政策局に置く課等）」に改め、同条第一項中「五課」の下に「及び参事官四人（うち三人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」を加える。

第三十四条の次に次の一条を加える。

（参事官の職務）

第三十四条の二　参事官は、命を受けて、総合外交政策局の所掌事務に関する特定の重要事項についての企画及び立案に参画する。

（内閣官房組織令の一部改正）

第二条　内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「八十七人」を「九十人」に改める。

附則第七項中「八十七人」を「九十人」に、「八十六人」を「八十九人」に改める。

（行政機関職員定員令の一部改正）

第三条　行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表内閣の機関の項中「一、一七五人」を「一、一九六人」に改め、同表内閣府の項中「一三、九三四人」を「一三、九三三人」に改め、同表外務省の項中「五、九五九人」を「五、九七五人」に改め、同表防衛省の項中「二一、〇六二人」を「二一、〇六一人」に、「二一、〇三三人」を「二一、〇三二人」に改め、同表合計の項中「二九六、三〇六人」を「二九六、三四一人」に改め、同条第二項の表国家公安委員会の項中「七、七九七人」を「七、七九六人」に改める。